

## 平成 30 年度シマフクロウ保護増殖事業実施結果（環境省）

## 1 つがい確認状況

- ・53 つがい（これまでに標識した実績のある生息地に限る）の生息が見込まれた。
- ・「シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画に係る全体目標」に係る地域別では、知床地域で 23 つがい、根釧地域で 17 つがい、大雪山系地域で 8 つがい、日高山系地域で 5 つがいとなっている。
- ・振興局単位では、根室振興局 22 つがい、オホーツク振興局 9 つがい、釧路総合振興局 9 つがい、十勝総合振興局 8 つがい、日高振興局 3 つがい、上川総合振興局 2 つがい。

## 2 給餌

- ・管内 7 箇所においてヤマメ・ニジマス等計 2430kg を給餌（見込み）（昨年度は管内 9 箇所 2620 kg）。  
※環境省以外のもので環境省が給餌として認めるものを含めると 10 箇所、計 3860kg（昨年度は管内 12 箇所、4080 kg）。
- ・「今後の給餌事業に関する検討の進め方」に従い、各給餌場の目標の再確認、目標達成のための具体的対策等についての検討を行った。また、食害対策の検討を引き続き行った。

## 3 巣箱設置等

- ・新規設置 7 箇所、架け替え 3 箇所を実施。
- ・その他撤去を含むメンテナンス作業 15 箇所。
- ・現在の巣箱設置数は計 194 個（うち 86 箇所において繁殖実績有り）。

## 4 標識調査等

- ・25 地点において 32 羽のヒナに足環を装着。
- ・血液等分析による雌雄判定結果は、オス 20 羽、メス 12 羽。
- ・札幌管内では、日高、大雪山地域での生息拡大の調査を実施

## 5 傷病個体の収容

- ・死体 5 羽、生体 1 羽を収容。収容要因は、交通事故 3 例、列車衝突 1 例、不明 2 例

## 6 釧路湿原野生生物保護センターにおける治療・リハビリ等

- ・現在 3 羽を飼育中（うち放鳥リハビリ中 1 羽、放鳥不可 2 羽）。

## 7 普及啓発等

- ・くしろエコ・フェア、釧路湿原野生生物保護センターの展示・バックヤード

- ツアーの開催等による普及啓発。
- ・ 生息地における取材対応 2 回。

## 8 放鳥

- ・ 放鳥実施手順について確認・検討を行った。

## 9 保護増殖検討会の公開の検討

- ・ 行政の設置する会議は、公開が基本となってきたこと、また、積極的に取組を紹介していくことを目的として、事業の実施結果や全体の方針などの議論を公開とするなどを検討した（生息地が特定されるような情報は非公開）。

## 10 根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備の推進

- ・ 「シマフクロウの生息地拡大に向けた環境整備計画に係る全体目標」（平成 28 年 3 月策定）を踏まえ、根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備の具体的取組を調整。巣箱の試験的設置や、地域関係者への報告会、勉強会を実施し、今後の取組を検討。

## 平成 31 年度（2019 年度）シマフクロウ保護増殖事業実施計画（環境省）

### 全体について

個体数が徐々に増えてきていることから、引き続き、シマフクロウ事業費については増額要求を行いつつ、既存の生息地における調査については、さらに効率化をめざし、1 調査地あたりの経費を削減できるように調整し、その経費で、新規や重点的に取り組む必要がある事業を行う予定。

### 1 継続事業

#### (1) 巣箱設置等

- ・新規設置、メンテナンスに対応。
- ・テン等対策が必要な箇所についてはアタッチメント・鉄板を適宜設置。
- ・全体目標を踏まえ、引き続き効率化を目指す。

#### (2) 給餌

- ・管内 7 箇所においてヤマメ・ニジマス等計約 2300kg を給餌（各給餌場は平成 30 年度同量程度を見込む）。
- ・各給餌場における給餌目標及び対応策、必要最小限の給餌期間及び量、必要なモニタリング項目等の検討を引き続き進める。

#### (3) 標識調査等

- ・モニタリング事業として調査を継続。
- ・標識調査の打合せにおいて、引き続き標識調査の効率化等を検討
- ・環境省が関係機関、関係者との連携協力により実施してきた標識調査は、シマフクロウ保護増殖事業における基本的な事業として重要なものであるが、一方、生息地の増加に対応して、事業規模の拡大を図る必要があり、調査の効率や効果について一層の向上を進めることが課題である。そのため、環境省職員、調査員及び獣医師の 3 者が揃っての実施を原則としつつ、将来的な本ルールの見直しや調査項目等について検討していく。

#### (4) 傷病個体の收容

- ・傷病個体を收容し、收容原因を解明するとともに、人為的な要因に対しては必要に応じて事故原因の除去について事業者に協力を求める。

#### (5) 釧路湿原野生生物保護センターにおける治療・リハビリ等

- ・リハビリ中の 1 羽については放鳥に向けてリハビリを実施。
- ・野生復帰困難個体（通称ちび）については普及啓発に活用（株式会社猛禽類医学研究所の事業として実施）。
- ・新規收容個体については野生復帰を基本とし、放鳥不可の場合には動物園への移管を検討。

## (6) 放鳥

- ・釧路湿原野生生物保護センターにおいてリハビリ中の1羽（オス単独）について放鳥を検討（放鳥適地の検討含む）。

## (7) 普及啓発等

- ・くしろエコ・フェア、釧路湿原野生生物保護センターの展示、生息地における取材対応、野生復帰困難個体（通称ちび）の活用等による普及啓発を実施。

## 2 新規および重点的な取組

### (1) 生息地拡大把握の調査

- ・調査員等からの、これまで標識実績のないつがいの情報から、追加で調査が必要と考えられる調査地において生息調査を行う。
- ・釧路管内では、釧路総合振興局管内において実施予定。
- ・札幌管内では、日高、大雪山地域での生息拡大の調査を実施予定。

### (2) 根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備の推進

- ・根釧地域での具体的取組を進めるため、地域関係者との調整を引き続き行う。